

別紙様式 1

法令適用事前確認手続 照会書

令和 8 年 1 0 月 1 日

出入国在留管理庁参事官長 殿

照会者名

住 所



下記について照会します。

なお、照会及び回答内容（下記 6 において照会者名の公表を希望する場合は、照会者名を含む。）が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

出入国管理及び難民認定法第 2 0 条第 3 項

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

特定技能外国人の健康状態に関するものとして、上陸基準省令（特定技能 1 号）に「健康状態が良好であること。」との定めがあり、基準に適合しているかは「健康診断個人票（参考様式第 1－3 号）」の提出によって確認がされています。

その健康診断個人票については、「技能実習」等からの在留資格変更許可申請において、申請日の 1 年前から申請日までに、**労働安全衛生法に基づき定期健康診断を受診**し、その結果を提出している場合において、改めて健康診断を受診させなくても差し支えない。という運用がされているはずです。

雇い入れ時の健康診断では必須である項目も定期健康診断においては、労働安全衛生法規則第 4 4 条第 2 項により、厚生労働省告示に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略できる項目があるため、医師が省略を認めた項目について省略された健康診断個人票を提出することによって申請人及び特定技能所属機関の負担を低減させたい。

3 上記 1 の法令（条項）の適用に対する照会者の見解及びその根拠

当方の見解としては、厚生労働省告示に基づき、医師が必要でないと認めるときに省略できる項目についてまで審査の対象とするのは適切ではないと考えます。

そもそも、申請日の1年前から申請日までに、労働安全衛生法に基づき定期健康診断を受診された健康診断個人票の提出を認めている以上、労働安全衛生法規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づき、省略された健康診断個人票が提出されることも想定範囲内ではないかと考えます。

4 公表の延期の希望(※ 本項については、希望がない場合は記載する必要はありません。)

(1) 理由

(2) 公表可能時期

5 口頭による回答の可否(※ 口頭の場合、書面による場合より迅速な回答が可能です。)

可 / ☒ 否

6 照会者名の公表を 希望します / ☒ 希望しません

7 連絡先

(1) 郵便番号

(2) 住所

(3) 照会者名又は代理人名

(4) 電話番号・FAX番号

(5) 電子メールアドレス